平成２５年（フ）第１７６７号
札幌市南区藤野１条10丁目２番21号
債務者　白勢　圭子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７７４号
札幌市白石区北郷１条１丁目７番11―103号
債務者　石倉　　清
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７７５号
札幌市豊平区平岸２条17丁目１番34号　梁山舎Ⅲ―102号
債務者　中濱　克紀
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７９７号
北海道石狩郡新篠津村第45線北12番地　福祉園
債務者　得能　絹子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８３４号
札幌市北区北36条西８丁目１番１号　マルワビル302号
債務者　乙出　幸一
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５３号
札幌市豊平区豊平２条１丁目１番10―505号
債務者　岩渕　寿子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７７号
群馬県高崎市金古町283番地４
債務者　狩野　政則（旧姓横谷）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１７９号
群馬県高崎市下小塙町553番地１　茂田貸住宅２号
債務者　三浦　榮子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２４６号
相模原市緑区橋本台１丁目14番６号　メゾンドハル203号
債務者　内藤　弘介
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３１６号
相模原市中央区矢部１丁目15番22号　ライオンズマンション相模原第６―606
債務者　金子　昌樹
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３１７号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン15―２号棟206号
債務者　金子　忠雄
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３２４号
相模原市南区相模大野６丁目18番９号　ウッドアイオオノ101
債務者　成澤　　滋
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３３０号
相模原市緑区根小屋2734番地１　津久井やまゆり園ケアホームねごっち
債務者　小寺美千代
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３７号
京都府舞鶴市字高野由里80番地２
債務者　小林　陵平
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第２７６号
大阪府河内長野市千代田台町１番10―308号
債務者　野手美紀子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４３８号
堺市中区平井517番地８
債務者　和田　健二
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８２５号
大阪府藤井寺市小山２丁目６番１―602号
債務者　石村　　潔
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８２６号
大阪府藤井寺市小山２丁目６番１―602号
債務者　石村千江美
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係